米原SOHOビジネスオフィス入居者募集のご案内

●趣旨

滋賀県では、SOHO事業者(※)の活動拠点として、賃貸オフィススペース、高速通信回線、活動支援設備で構成されるビジネスオフィス(インキュベーション施設)を設置しています。

意欲ある事業者の皆さんがビジネスオフィスに入居され、インキュベーションマネージャー等による支援を受けながら事業の本格的な展開を図っていただくことにより、本県におけるSOHO型ビジネスが形成・進展していくことを期待しています。

※SOHO事業者・・・SOHO事業者とは、パソコン等の情報通信技術を利用して事業を行う個人や小規模の企業のことを 言います。

● 米原SOHOビジネスオフィスの概要

【開設年月日】 平成14年6月1日

【所 在 地】 JR米原駅前 文化産業交流会館 4階

滋賀県米原市下多良2-137 TEL 0749-52-9200

【施設の概要】 (1) 賃貸オフィススペース(10区画)

- ·面積:17~20㎡
- 独立オフィスタイプ
- •個別照明設備、電源設備
- •共用空調設備
- ・インターネット接続可能の通信回線
- •一般加入電話用配線
- (2) IT環境
 - ・インターネット接続回線による常時接続(個別IPアドレスにより利用)
 - ・施設専用のホームページを開設、入居者紹介コーナーを設置
- (3) 共有スペース
 - ・総合受付ロビー
 - ・ミーティングルーム
 - 商談コーナー
 - ・その他(交流コーナー、給湯室 等)
- (4) その他
 - •24時間利用可能
 - •駐車場有

【各種相談支援】 インキュベーションマネージャー(IM)等による事業活動サポート、定期的な事業診断、各種相談対応により、入居者の事業展開を支援していきます。

【入居期間】 3年以内を限度とします。

また、入居後1年毎に事業状況の報告を求め、診断を行います。

● SOHOビジネスオフィスの使用料金

【賃貸オフィススペース】

※今回募集分 区画1 (面積 17.68㎡ 月額使用料 24,700円)

区画2 (面積 18.07㎡ 月額使用料 25,100円)

区画4 (面積 17.55㎡ 月額使用料 24.600円)

区画6 (面積 17.25㎡ 月額使用料 24,200円)

区画7 (面積 18.75㎡ 月額使用料 26,200円)

区画8 (面積 17.34㎡ 月額使用料 24,300円)

- ☆ なお、空き室については、応募状況等により変更となる場合があります。
 申請時にご確認ください。
- ☆ 使用料に含まれるもの
 - インターネット接続料金(本施設のIT環境による接続に限ります。)
 - ・ 各共有スペース利用料金
- ☆ 使用料は月払い。使用開始のあった月または使用が終了した月の日数が1か月に満たない場合でも、その月1か月の使用があったものとみなし、使用料の日割り計算は行いません。
- ☆ 入居後、規定変更等により、使用料金が上がる場合があります。

【その他実費負担いただくもの】

- 賃貸オフィススペースにおける電気使用料金(照明、電源および空調に係るもの)
- 一般加入電話敷設、回線使用および通話料金(入居者が別途通信事業者と契約)
- Eメール利用料(入居者が別途通信事業者と契約)
- 個別に敷設、使用する専用線料金(入居者が別途通信事業者と契約)

● 入居資格

下記のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) SOHO事業者として活動する方で、入居時において当該事業を創業した日から5年を経過しない方
- (2) 県がSOHO事業者を支援するため、知事が適当と認める事業を行う方
 - ※ 具体的な該当事業に関しては、お問い合わせください。

● 入居の応募方法

【事前相談】

入居を希望される場合は、申請される事業計画の内容等について、下記の所定の申請書をご持参の上、事前に米原SOHOビジネスオフィス(0749-52-9200)へご相談ください。事前相談については予約が必要ですのでお問合せください。

【資格承認の申請】

上記の事前相談終了後、所定の「使用資格承認申請書」、「施設使用計画書」、「事業計画書」、「事業スケジュール」、「企業等概要書」を、以下の添付書類とともに提出してください。(詳しくは記入要領をご参照ください。)

なお、申請書等の所定様式は下記ホームページからダウンロードができます。

https://www.shigaplaza.or.jp/soho-maibara/

[添付書類]

- 1) 法人にあっては登記事項証明書、 個人にあっては開業届出書の写し
- 2) 個人にあっては住民票記載事項証明書
- 3) 直近3期の財務状況を明らかにした書類
 - ※ 事業決算書、所得税確定申告書の控 など
- 4) 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- 5) その他(必要に応じ、別途書類の提出を求める場合があります)

[提出期限]

令和5年(2023年)12月1日(金)からの入居分については、

令和5年(2023年)10月13日(金)※17:15までに必着

※上記提出期限終了後も<u>申請は常時受け付けます</u>が、入居開始は令和6年 (2024年)1月以降となります。

受付時間は、月曜から金曜(祝日除く)の9:00~17:15

[提出先]

T520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 活性化推進係

または

〒520−0806

滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21

(公財)滋賀県産業支援プラザ 創業支援課

【現地見学】

申請書提出期間中(土日および休日を除く)の9:00から16:45までの間、現地見学が可能です。

見学を希望される方は、あらかじめSOHOオフィス<TEL0749(52)9200>までご連絡ください。

【資格審査】

令和5年(2023年)11月予定 ※申請者と調整の上、開催日を決定。

提出のあった事業計画等について、書類審査および応募者に対するヒアリングを行い、 使用資格を審査します。

審査により使用資格の承認を受けた方のみ、入居いただくことができます。

(応募の多少にかかわらず審査のうえ、入居者を決定します。)

※ ヒアリングの日時、場所等は申請者に対して別途連絡します。

【入居者説明会】

令和5年(2023年)11月下旬予定 ※申請者と調整の上、開催日を決定。

審査の結果、使用資格の承認を受けられた方に対して、現地にて入居者説明会を開催 します。

※ 開催時刻等は、使用資格承認者に対して別途連絡します。

● 入居開始可能日

令和5年(2023年)12月1日(金)

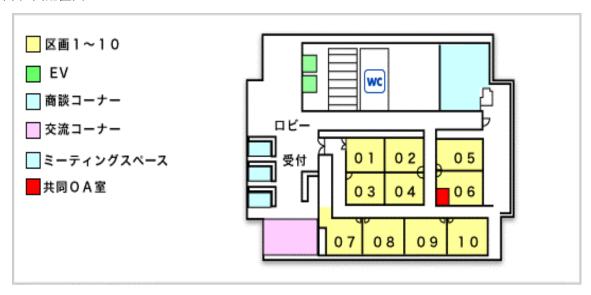
● お問合先

滋賀県商工観光労働部 中小企業支援課 活性化推進係

TEL: 077(528)3733 E-mail: fb00@pref.shiga.lg.jp

米原オフィス

(1)区画配置図



(2) 周辺図



「煌めき☆起業クラブ」の会員募集について

米原 SOHO ビジネスオフィスを拠点に、これから起業を考えておられる方の発掘や、起業・創業について悩んでおられる方などの支援や起業者間同士の交流を行います。(募集は随時行っています。)

【活動内容】

- (1)起業・創業・事業相談
- (2)起業者向けセミナーの案内や会員向け勉強会の開催
- (3)会員同士の情報交換・交流会の開催
- (4)会員同士のマッチング・コラボおよびその促進

【管理·運営者】

米原 SOHO ビジネスオフィス インキュベーションマネジャー

【対象】

- ・滋賀県内で創業を目指そうとする方(学生を含む)
- ・起業や創業後の事業相談を希望する方やビジネスについての情報交換・コラボ等を希望する方
- ・滋賀県内に居住もしくは勤務・就学している方

【会費】

入会費・会費 (無料)

【申込先】

(公財)滋賀県産業支援プラザ 米原 SOHO ビジネスオフィス

TEL: 0749-52-9200 mail: m-shigasoho@shigaplaza.or.jp

【その他】

入会に際しては、起業クラブ審査会によって審議をおこない、入会の可否をお知らせします。

詳細は、下記の(公財)滋賀県産業支援プラザホームページをご覧ください。

URL: https://www.shigaplaza.or.jp/sonota-sogyo-211008/